

警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

1 検定の種別及び級の区分

雑踏警備業務 2 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 学科試験

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時から午前 11 時まで

イ 実技試験

令和 8 年 7 月 28 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

(3) 受検定員

30 人（申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 8 年 3 月 30 日（月）から同年 4 月 10 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例

(平成元年鹿児島県条例第37号) 第1条の県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第9条の検定申請書(検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。) 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面(鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1通

エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面(鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること(受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

13,000円(13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)